

## 令和2年度 第2回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和3年1月29日(金)

午後1時30分から

場所 大町市役所 庁議室

### 【日程】

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局職員の紹介
- 5 審議会条例、審議日程(案)について
- 6 会長選出及び職務代理者の指名
- 7 会長及び職務代理者のあいさつ
- 8 承認事項
  - (1) 第1回審議会議事録の承認について
- 9 審議
  - (1) 大町市の水道料金について
    - ①令和元年度の収支及び経営状況について
    - ②今後の事業計画及び収支計画の見通しについて
- 10 その他
  - (1) 次回開催日について
  - (2) その他
- 11 閉会

### 【出席者】

○牛越市長

○出席委員(敬称略) 13名

松田 邦正	竹村 武人	塩入 博仁	石田 忠	矢口 博文
北澤 伸夫	和田 重信	越山 令子	内山 重喜	縣 亮太
水久保 節	山田 賢一	越野 慈夫		

○欠席委員(敬称略) 1名

松澤 大成

○事務局

田中建設水道部長 松宗上下水道課長 荒井お客様係長兼課長補佐  
峯村水道施設係長兼課長補佐 竹村経営係長兼課長補佐  
松澤経営係主事 内山経営係主事

## 1 開会

《開会 午後1時25分》

課長：本日はお忙しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内しておりました時間より若干早いですが、出席を予定しておりました皆様が全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。

それでは、ただ今より、令和2年度第2回大町市上下水道事業経営審議会を始めさせていただきます。しばらくの間、司会進行を務めさせていただきます、上下水道課長の松宗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきます。本日も配りいたしました、次第、続きまして、委員名簿、続きまして、資料1、審議会条例の関係、続きまして、資料2、会議の日程、続きまして、審議資料1、こちらについては、皆様のご自宅等に郵送した資料になります。続きまして、審議資料2-1、2-2、次に、別紙1、給水収益のグラフ、最後に、上下水道審議会の情報公開等、でございます。よろしいでしょうか。資料の不足されている方いらっしゃいますか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

## 2 委嘱書交付

課長：次第の、2 委嘱書の交付を行います。

委員の皆様におかれましては、お一人、お一人、市長より交付をさせていただきますので、自席にてお待ちいただきたいと思います。

〈名簿により、市長から委嘱書の交付〉

課長：只今交付をさせていただきました。

本日都合により、欠席のご連絡をいただいております委員の方がいらっしゃいます。ご報告をさせていただきます。平地区連合自治会から選出されました松澤大成委員さん、本日都合により欠席しております。

続きまして、次第の3 市長あいさつ。牛越市長、よろしくお願いいたします。

## 3 市長あいさつ

市長：皆様こんにちは。

本日は大変ご多忙の中、第2回大町市上下水道事業経営審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして皆様には日頃より、市政の推進に温かいご理解とご協力をいただいておりますことに加えて、御礼を申し上げます。

ただ今、委員の皆様へご委嘱を申し上げたところ、就任を快くお引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の勢いがなかなか弱まらず、むしろ強まった

感があり、今月7日及び13日に、合わせて11都府県に緊急事態宣言が発令され、また16日には、北アルプス圏域においても、警戒レベルが4に引き上げられ、感染の度合いが弱まる気配はないところでございます。委員の皆様におかれましても、いつ、どこで、どのように感染するかわかりません。感染の経路がなかなか見えないという状況にあります。皆様にも引き続き、気を決して緩めることなく、基礎的な感染防止にご留意いただきますようお願いいたします。そして何としましても、この感染が一日も早く解消され、平穏な日々が戻りますことをご祈念いたします。

ところで、当審議会におきましては、上水道事業、下水道事業、ともに、3年ごとに料金改定についてご審議をいただいております。本年度は上水道の料金につきまして、ご審議いただいております。昨年11月に、第1回目の会議を開催いただき、皆様におかれましては、私から水道料金の改定につきまして、諮問をさせていただいたところでございます。委員の皆様におかれましては、前回に引き続き委員にご就任いただいた方、また今回、新たにご就任いただいた方いらっしゃいますが、前回ご審議いただきました内容につきましても、後ほど事務局から説明をさせていただきます。水道料金、下水道料金ともに、市民の皆様の日常生活に直結する課題でございます。市民の皆様の関心も高いわけでございます。どうぞ委員の皆様方におかれましては、皆様方の培われたご経験、皆様方のお立場から様々な観点で十分ご検討いただき、そして、今後の水道料金のあり方について、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

#### 4 委員及び事務局職員の紹介

課長：続きまして、次第の4でございます。

新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆さん、及び事務局職員それぞれ自己紹介をさせていただきたいと思っております。さきほどの委員名簿の順番に従って、できましたら自己紹介をお願いします。

〈委員、事務局の自己紹介〉

以上となりますが、よろしくようお願いいたします。

#### 5 審議会条例、審議日程（案）について

課長：続きまして、次第の5 審議会条例及び審議日程案につきまして、事務局よりご説明いたします。

経営係長：それでは審議会条例について説明いたします。

資料1をご覧ください。大町市上下水道事業経営審議会条例です。前回の審議会でもご説明させていただきましたが、主なものについて説明させていただきます。

第2条 任務についてです。第2条の第1号と第2にありますとおり、今年度は上

水道事業の経営に関する重要な事項と、水道料金に関する事項につきまして、ご審議いただいております。第3条 組織についてですが、今年度は14名の皆様でお願いします。なお、第3号にございます「公募による市民等」となっておりますが、昨年12月に募集をいたしました、公募がございませんでしたので、今回は選出されておられません。第4条は任期でございます、委員任期は3年となっておりますが、委員任期の始まりと終わりがその時々により違いがあり、今回は、審議途中で委員の交代が生じてしまいました。自治会等の役員改選の関係の委員変更については、役職上いたしかたないのですが、今後このようなことがないように、審議終了が予定されている年度の末に任期が終了するように、調整させていただきました。今回の委員の皆様におかれましては、3年より短くなりますが、令和4年3月31日まで、どうぞよろしくお願いいたします。第5条は会長についてです。会長につきましては、委員が互選するとなっております。また、会長に事故のある時は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するとなっております。のちほど互選により選出をお願いいたします。審議会条例については以上となります。

続きまして、令和2年度大町市上下水道事業経営審議会の審議日程について、説明いたします。資料2をご覧ください。第1回目は、昨年11月18日に開催し、本日、第2回目を開催しております。全部で4回の開催を予定しておりますが、必要に応じて開催回数が増減することがございます。基本的にはこの案のとおり回数で進めていただきたいと思いますと考えております。説明は以上です。

課長：今、説明をさせていただきました。これにつきまして何かご質問ございますか。よろしいですか。

(質疑なし)

質疑はないようなので、先に進めたいと思います。

## 6 会長の選出及び職務代理者の指名

課長：続きまして、次第の6 会長の選出また職務代理者の指名ということですが、先ほど条例の説明のなかでございましたが、審議会の会長につきましては、委員の皆さんから互選ということであり、選出方法等について、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

A委員：第1回の際にお務めていただいた、松田邦正さんをお願いするのが、私はいいと思います。

課長：ご意見ありがとうございます。

ただ今A委員から、第1回目開催時の会長であります、松田委員さんにご提案がございました。ほかにご発言ございますか。

(意見なし)

ないようですので、只今のご提案のとおり、会長については、松田委員さんということで、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは異議なしと認められましたので、会長につきましては、松田会長に決定させていただきます。それでは松田会長、会長席へご移動をお願いいたします。

〈松田会長、会長席へ移動〉

それでは、只今会長になられました松田会長より、職務代理者の指名をするということで条例に記載がございます。急で申し訳ありませんが、会長より指名をお願いしたいと思います。

会長：職務代理者につきましては、前回から会長代理を務めていただいております、竹村武人さんをお願いしたいと思います。

課長：只今、松田会長よりご指名がありましたとおり、竹村委員に会長代理をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### 7 会長及び職務代理者のあいさつ

課長：続きまして、次第の7、ここで松田会長、そして竹村職務代理者それぞれ、ご挨拶いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

会長：こんにちは。只今、引き続き、上下水道課経営審議会の会長に推挙されました、松田でございます。私はこの審議会は、たぶん10年以上、会長として務めさせていただいております。そんなところで、上下水道に関しましては、あらゆることを一応知っているつもりでございますので、引き続き微力ではございますが、会長職を務めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

職務代理：職務代理者の竹村です。私は、大町市の浄化槽管理組合の組合長ということで、信濃川水系の当地におきましては、きれいな水を下流に流すという大きな役割となっております。今日は、上下水道に関してご説明いただいたように、水道料金の問題について審議するということでございます。いろいろとお世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

課長：よろしくをお願いいたします。

それでは、牛越市長はこの後の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

市長：それでは、ここで失礼いたします。松田会長、竹村職務代理をはじめ委員の皆様には大変お世話になります。よろしくをお願いいたします。

〈市長退席〉

## 8 承認事項

### (1) 第1回審議会議事録の承認について

課長：続きまして、審議の8 承認事項でございます。

先ほど説明がありました、昨年11月の第1回目に開きました審議会の議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局：昨年11月18日に開催されました、第1回審議会の議事録につきまして、昨年の12月に議事録を、当時の委員皆様に送付させていただいております。第1回審議会の議事録につきましては、特に皆様から加筆修正等のご依頼ございませんでしたが、それ以外に加筆修正等ございましたら、この場で発言いただければと思います。以上です。

課長：説明が終わりましたが修正等何かございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(発言なし)

修正等が特になしということで、進めさせていただきます。

ここで承認事項と事務連絡ということで、私から資料の確認時に説明させていただきましたが、「審議会の情報公開等について」をご覧いただきたいと思います。まず承認事項でございます。第1回目の審議会におきまして、この会議の公開のあり方と会議録、あるいは審議会の資料の公開について意見をいただき、以下の3つのように決定しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。まず1つ目でございます。会議の傍聴について、原則会議の公開については、公開でございますが、重要な具体的な審議事項については、自由かつ率直な意見等の発言の妨げになるというご意見があり、非公開ということに決まっております。2つ目でございます。審議資料・議事録の公開の時期についてです。こちらについても、審議途中の公開については、まだ内容が決定していない関係で、審議会全日程が終了した後に、公開をするということに触れてございます。3つ目でございます。議事録の公開内容の、委員の名前の表記でございます。記載のとおりA委員、B委員というような記載で行うということで決定しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして事務連絡ですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、会議の途中で窓を開けて、換気をしたいと思います。ご理解とご協力をお願いしたいと思います。ここで一度換気をさせてもらってよろしいですか。それと、松田会長が会長席に移動され、通路側の列のお席が一人分空いたことにより、余裕がございますので、一部の方のお席の移動と、それに伴い、皆様のお席の間隔の調整をしていただき、広く座っていただければと思います。

〈換気と座席の調整〉

換気のご協力ありがとうございました。

## 9 審議事項

### (1) 大町市の水道料金について

#### ①令和元年度の収支及び経営状況について

課長：続きまして、次第の9 審議事項となります。

これからは、松田会長より進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

会長：それでは審議に入りたいと思います。

なお、審議会の日程、先ほど事務局より説明があったとおり、今回の審議については11月に1回目を済ませており、その後にメンバーが一部入れ替わっており、非常に不規則な部分がございます。本日から初めて出席された皆様方、多少戸惑いもあるかと思いますが、本日は過去に遡ってでも結構でございますので、分からないことは質問していただきたいと思います。通常の審議会では、昔の話は却下しておりますが、本日の場合は特別に質問、大丈夫でございますので、質問していただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

それではまず、審議事項(1)大町市の水道料金について、①令和元年度の収支及び経営状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局：今回から新しく委員になられた方もいらっしゃるので、私の方から、前回の審議会のポイントだけ、ご説明させていただきます。前回の審議会内容の(1)大町市の水道料金について、審議資料1を用いて、大町市の料金表が掲載されており、大町市の料金体系を説明させていただいております。料金表につきましては、後ほどご説明させていただきます。前回の、審議資料の3水道料金算定要領というものをを用いて、説明させていただきましたが、平成29年3月公益社団法人日本水道協会から示された、全国の水道事業の標準的な水道料金の考え方、また方向性となります。こちらを抜粋して、ポイントをご説明させていただいております。審議内容(3)であります、大町市水道ビジョンの資料になります。今年の3月に、上下水道課で作成したものになります。こちらはビジョンの作成の趣旨、事業の概要、今後の事業計画といったものを、こちらの冊子を用いて説明させていただいたところでございます。

それでは、本日の資料の説明をさせていただきます。まずはこちらのカラー印刷されている、審議資料1をご覧ください。大町市水道事業は企業会計となっております。非常に複雑な会計処理を行っております。まず地方公営企業とはどういったものかを、改めてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。1. 公営企業会計について、説明いたします。

大町市水道事業は「大町市水道事業等の設置等に関する条例」に基づき、設置された事業でございます。事業を行うために、大町市などの地方公共団体が経営する企業活動を「地方公営企業」といいます。会計方式は、通常の一般会計(官公庁会計)と異なりまして、「公営企業会計」を導入しています。地方公営企業について定めている地方公営企業法には、以下のような条文があります。「第三条 地方公営企

業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と書いてあります。こちらの企業の経済性と公共の福祉ですが、真逆の関係のように感じてしまうところでございますが、むしろ、非常に綿密な関係を持ったものでございまして、企業の経済性を維持することが、公共の福祉により良い市民サービスにつながっていくこととなります。

続きまして、2ページをご覧ください。企業会計のメリットは、大きく分けて2点あります。1点目は、企業会計では、現金の出入りのみを管理している一般会計とは異なり、資産や負債など、実際には現金の出入りを伴わないものも含めて管理いたします。そのため、一般会計より、財政状態を把握しやすくなります。2点目といたしまして、財政状態を把握しやすくなった結果、経営分析が容易になり、また、水道使用料の算出も明確になることから、透明性の高い情報公開が可能になります。こちらの2点を公営企業会計のメリットとしてあげられることとさせていただきます。

次に2. 決算について、説明いたします。公営企業会計の決算とは、1年間に入ってきたお金（収入）と出ていったお金（支出）をまとめて、市民の方々に報告するものでございます。令和元年度の決算に関しましては、日々の経済活動に必要なお金を意味する収益的収支においては、約5億2,700万円（税抜）の収益に対し、約4億2,900万円（税抜）の費用がかかりました。差し引いた当年度純利益は、約9,800万円となりました。一方で、水道施設の新設や増設、改良を行ったり、借金を返済したりするためのお金を意味する資本的収支は、財源として約650万円の収入に対して、約3億4,900万円の支出がございました。こちらの収支不足額につきましては、減債積立金等の貯金を取り崩すなどして補填しました。こちらを補填財源と言います。

3ページをご覧ください。3. 公営企業会計の予算について、説明いたします。先ほど収益的収支、資本的収支という専門的な用語が出てきましたが、こちらについてご説明させていただきます。公営企業会計では、予算の構成上「収益的収支」と「資本的収支」の2本立てとなっております。それぞれの特性を端的に述べると、収益的収支は、現在のために使うお金であり、資本的収支は、将来のために使うお金であると言えます。「現在のために使うお金＝収益的収支」は、例えば、今現在、施設の維持管理を行って、市民の皆様にお届けするというのは、今お住まいになられている皆様の生活のために行っている事業でございます。また、1年間の施設の使用分である減価償却費や、現在、水道を使用して納めていただいている料金収入というものも、収益的収支というものに分類されています。「将来のために使うお金＝資本的収支」は、将来ためというものは、1年後、2年後のすぐ先から、子供や孫の世代のずっと先までを言います。この内容といたしましては、新しい配水池の築造や、水道施設の整備・改良に使う費用が、挙げられます。こういった費用は、今後、長期間にわたって、安全で安定的な水の供給を担っていくための費用だからです。また、これらの施設の整備・改良のために借りたお金を企業債といい、企業債による収入や、その償還金も、資本的収支というものに分類されてきます。予算を2種類に分ける理由といたしましては、ご承知のとおり、水道施設の整備・改良には多額の資金を必要とします。仮に、予算会計が一つだった場合、その改良に要した

経費を、建設した年度に一括して費用にしてしまうと、その年度だけ巨額の赤字が発生することとなり、1年間の正確な利益を算出することができません。このため、1年を超えて、将来のために使うお金を資本的収支として整理し、現在のために使うお金である収益的収支とは区別することが、地方公営企業の経理において、重要な決まりになっています。

続いて4ページをご覧ください。ここから、令和元年度の決算数字というものを、少し細かくご紹介いたします。(1)の下の表が、収益的収入の細かな内訳になります。まず一番上から、料金収入は3億9,600万円余、割合としては全体の75%を占めております。続いて長期前受金戻入は6,300万円余、割合としては12%となっております。下のグラフが表しているとおおり、料金収入が、水道事業の収入の大半を占めており、大町市の水道事業は、水道事業本来の経営活動の主たる営業収入によって、経営を営んでいることが分かります。

続いて5ページをご覧ください。(2)は支出になります。支出の内訳いたしましては、一番上の減価償却費は2億4,300万円余、割合としては56%を占めております。続いて人件費と維持管理等の経費は、合わせて4,290万円余となっております。減価償却費は現金支出を伴わない費用となっております、先ほど収入のほうでご説明させていただきました、長期前受金戻入と対になっております。減価償却費については、ご存知の方もいると思いますが、もう少し細かくご説明をさせていただきます。14ページと15ページをご覧ください。減価償却費は、時間の経過により、建物や水道管などの資産の価値が減少した分に相当する金額を、費用として計上するものです。下に車の絵が描いてございますが、例えば、車を仮に110万円で購入したとします。この110万円で購入した車というのは、資産の価値が減少していき、5年後に売った場合、110万円で売ることはできません。そういった資産の価値の減少を、減価償却といいます。長期前受金戻入は、減価償却費に対応して発生するものです。先ほどの車の例で申し上げますが、下の絵をご覧ください。仮に110万円で車を購入した際に、50万円の補助収入があったとします。110万円の費用を資産の減少分に合わせて、補助収入である50万円も同じように収益として、年度ごと、耐用年数に応じて収益化していこうということが、長期前受金戻入という考え方でございます。減価償却費が、実際の現金支出が伴わない費用であれば、長期前受金は、実際の現金の収入を伴わない収益となります。非常にややこしい部分ではありますが、企業会計の経理の特徴です。

説明を戻させていただきます。6ページ、資本的収入について説明いたします。資本的収入は、建設の改良工事などの財源となる収入でございます。消火栓に係る一般会計からの繰入金として、366万円余、水道管を移転した際に補償費としてもらうお金など、令和元年度ではこういった収益がございました。合わせて600万円ほどの収入となっております。続きまして7ページ、資本的支出について説明いたします。資本的支出は、水道管の布設替えや新しい配水池の築造、借金の返済などが挙げられます。まず建設改良費といたしましては、約1億9,300万円余、割合としましては55%となっております。企業債償還金は、1億4,500万円ほど、割合としましては41%となっております。それから事務費が900万円弱

ありまして、合計で3億4,900万円ほどの支出となりました。

続いて8ページをご覧ください。企業債の償還のお話をさせていただきましたが、借り入れている借金がどのくらいあって、どのくらいで終わるのかを、ご説明させていただきます。下の表でございしますが、単位は百万円となっております。青色が実績値、緑色が推計値となっております。企業債の償還について見ていただくと、新規の借り入れを行っていないことから、順調に減少しています。そのまま借り入れをせず返済をしていけば、令和18年には返済が終わる予定となっております。

続きまして9ページ、有収水量と水道料金収入の推移について説明いたします。こちらは、お使いいただいている水量と、水道料金収入を表したグラフとなっております。棒グラフは有収水量、折れ線グラフは料金収入を表しております。ちなみに有収水量とは、配水池から配水した水のうち、料金収入の対象となった水量のことを言います。簡単に言いますと、市民の皆様がお使いいただいた水量を、有収水量と言います。有収水量、料金収入ともに減少傾向にございまして、約5年間、平均で約1.49%の減となっております。特に平成30年度から令和元年度につきましては、約8万2,000立方メートルほどの減、金額にすると1,000万円ほどの減となっております。原因としましては、給水人口の減少に伴う有収水量の減少ということが、一番の理由となっております。

続いて10ページをご覧ください。水道水を作るための経費について、説明いたします。こちらの表は1立方メートル当たりの水道水の原価を表しています。原価の算出方法は「1立方メートル当たりの原価＝水道水を作るために係る費用÷有収水量」です。こちらの算出式に基づいて原価を算出すると、令和元年度では、1立方メートルあたり137.6円というような原価でした。原価の内訳は、減価償却費が約50%占めており、施設の維持管理と人件費が41%、企業債の借金等に係る利息は8.9%、大きく分けてこの三つで構成されております。減価償却費が50%を占めていることから、水道施設の建設や改良には、多額の資金が必要だと言うことがわかつてお思います。

続いて11ページ、他市町村との比較について説明いたします。こちら30年度の数値となりますが、長野県の18市1企業団の水道料金を、水量ごとに並べた表になります。口径につきましては、13ミリ口径です。表の見方ですが、左が市町村名、その隣の料金体系では口径別、用途別、もしくはその両方を料金体系としているかを記載しております。基本水量のところには、基本水量があるかないか、線が入っているところは、基本水量がない自治体となります。それから右に行きまして、基本料金は、基本水量を使わなくてもかかってくる料金となりますが、料金の右の赤字で書いてある数字は、順位となっております。金額の低いほうから順位をつけていきます。それから右側にいきまして、超過料金の金額、10立方メートル、20立方メートル、30立方メートル、それぞれ1カ月に使用した金額、それから、順位を掲載させていただきます。大町市ですが、基本水量が10立方メートルとしておりまして、基本料金は1,290円で、長野県の18市1企業団では、15位と下から4番目と、比較的高い金額となっておりますが、右側にいきまして、10立方メートルで使用した場合は、上から3位、20立方メートルでは6位、30立方メー

トルでは4位と、県下でも安い料金体系となっております。それから大北地域については、前回の審議会で、越山委員からご質問ございましたが、近隣市町村の池田町、松川村、白馬村、小谷村を比べたところ、大北地域管内では基本料金、及び基本水量につきまして、大町市が一番安い料金体系となっております。

続いて12ページをご覧ください。(2) 経営成績につきまして、令和元年度数値を用いてご説明いたします。先ほど公営企業では、財政状況が容易に表すことができるとご説明しましたとおり、下のような表を用いることによって、経営成績を分かりやすく表すことが出来ます。分析表はいくつかありますが、例として4つほど挙げさせていただきます。まず一つ目のグラフは、経常収支比率というものでございます。こちらの表は、青い棒グラフが大町市の数字を示しておりまして、赤い折れ線グラフが、全国の類似団体(大町市と似たような自治体)の平均値、それから右上の黒い四角で囲われた部分が、全国の平均値となっております。ここで一つ訂正がございます。判例の部分に、平成30年度全国平均、と記載しておりますが、正しくは、令和元年度全国平均、でございます。申し訳ございませんでした。こちらの経常収支比率というものでございますが、経常的な費用とは、通常事業を運営していくうえで、一般的に使われる費用に対する収益の割合を表すものでございまして、100%以上を示す必要があります。もしこの数値が、100%未満だった場合には、単年度赤字を計上していることとなります。大町市の令和元年度数値ですが、123.19%となっております。類似団体が108.61%、それから全国平均が112.01%ということから、大町市は良好な経営成績を示していることが分かります。続いて下のほう、②累積欠損比率は、累積した営業活動によって生じた損失であり、複数年度にわたって累積した欠損金が、営業収益の中でどれくらいあるのか、というものを表した指標になります。経営活動においては、欠損金が生まれないようにしないといけないため、0%になることが求められております。見ていただいておりますとおり、大町市では0%の値を示すことが出来ています。続いて13ページ、③給水原価について、先ほどの円グラフを用いて示させていただきましたが、1立方メートル当たりの水を作るのに、どの程度の費用が掛かっているのかを表す指標です。大町市の給水原価は137円、それから全国の類似団体の平均値が178円、全国の平均としては168円というところで、非常に安価で水を作っていることがわかります。給水原価が安価な理由については、まず一点としては、良質で豊富な湧水から取水しているため、浄水に対してごく少量の塩素しか使用しなくてよいということです。それから、自然流下方式といたしまして、自然な高低差で各皆様のご家庭まで配水していることで、設備面のコストが安い、と大きく分けて二点となっております。一方で、水源、配水池から、各ご家庭までの距離が非常に長くて、布設する管の延長が長いことから、維持管理費が掛かってしまうということもございます。また、山中の調査、布設にかかる費用が高くなる傾向にございます。この点につきましては、より一層健全で、効率的な事業運営に努めていきたいと考えております。続いて、④料金回収率について、こちらは簡単に言ってしまうと、売値に対する仕入値の割合となっております。水を売った収益に対して、水を作った費用がどの程度のものかを表した表になっており、100%以上であるこ

とが求められます。大町市ですが、令和元年度で109%、全国の類似団体が98%、全国平均では103%と、こちらにつきましても、料金回収率として良い数字を出しています。これら4つのグラフが示しているように、大町市水道事業は良好な経営状況であると考えております。

資料の16ページ以降は、公営企業でよく使われる専門的な用語をまとめて用語集として載せております。私共の説明の中で、少し難しい言葉が出てくることがあると思いますが、分からないところがあれば、こちらの中で見ていただければと思います。

続いて別紙1、口径別有収水量と給水収益というものをご覧ください。こちらは前回、水久保委員からご質問いただきました、口径別の有収水量と口径別給水収益を載せていただきました。見ていただいて分かりますとおり、現在では13mm口径が有収水量、給水収益とも50%ほどを占めております。最近ですと、20mm口径や25ミリ口径も、一般家庭で使っているところもございますが、現時点では13mm口径が、ほとんどとなっております。

令和元年度収支及び経営状況につきましての説明は、以上でございます。

会長：ただ今、令和元年度の収支及び経営状況についてということで、大町市の収支及び経営状況について説明がありました。

皆さん、何かご質問ありますか。

B委員：意見なのですが、1回目の審議会の時にも話題になったのですが、大町市の水道事業は、大町市内の水道事業と、八坂・美麻の簡易水道事業に分かれている理由を、新しい委員さんもいらっしゃるので事務局のほうから説明していただいた方が、理解した中で審議ができると思います。

会長：はい、わかりました。

新しい委員もおられるので、事務局より説明をお願いします。

課長：ただ今ご意見いただきました、上水道事業と簡易水道事業について、成り立ちや、区別について簡単にご説明を申し上げます。

上水道事業につきましては、旧大町市内で、公営企業会計という会計方式で事業を行っております。簡易水道事業は、美麻・八坂地区で行われている水道事業でございます。これは平成18年の市村合併以前から、美麻・八坂については簡易水道事業という事業認可を取ったうえで、それぞれ村で事業を行っておりました。合併以後はそれぞれの事業認可を、今の町市が引継ぎ、事業を運営しております。この2つの事業の違いについては2つあり、1つ目は会計方式の違いです。上水道事業は公営企業会計方式であり、簡易水道は一般会計（官庁会計方式）の特別会計という会計方式で、事業を行っております。2つ目は水道法で定められた、上水道事業と簡易水道事業の事業認可の中で、給水人口の人口割で区別しており、上水道事業は、給水人口が5,001人以上、簡易水道事業は、給水人口が101人以上、

5, 000人以下の事業となります。

また、令和元年度に簡易水道事業の審議会を開催し、現在総務省より、可能な限り簡易水道事業についても企業会計方式へ移行しなさい、と方針が出ておりました、令和元年度には企業会計化に向けて、皆さんからご意見をいただきながら、審議会を行っております。方向性につきましては、国で示されている、公営企業法の適用事業に向けて推進すべきだ、という答申をいただきながら、ただし、移行の時期については適正な時期に移行する、といったような答申をいただいております。

あと料金体系につきましては、ご存知の方もいらっしゃいますが、上水道と簡易水道では、別の料金体系になっております。これは市村合併の時に料金体系について、村時代に若干の違いがあったそれぞれの料金体系を統合するという方向性を決め、事業を行ってまいりました。この料金体系の違いにつきましては、以前より審議会の中で今後検討して決める、といったご意見をいただき、現在に至っております。

それから施設について、上水道では自然の湧水を使って高低差のある自然流下によって、皆様のご家庭に水を配っていると先ほどのご説明にもありましたが、八坂・美麻の簡易水道につきましては、ご存知のように山間地、起伏の富んだ地形になっていることから、自然流下ではなく、あらゆるところにポンプ施設などを設置して、各家庭に水を配っております。また、起伏の富んだ山間地として、いくつもの水源を有しているのが、簡易水道の特徴でございます。それらの要因により、上水道と比較すると、維持管理に対するコストが高くなってまいります。

大まかに説明させていただきましたが、上水道事業と簡易水道事業については以上となりますがよろしいでしょうか。

会長：はい、今の説明でよろしいでしょうか。

B委員：はい。

会長：そのほかに、令和元年度の収支及び経営状況についての質問ございますか。

C委員：有収水量という説明がございましたが、料金収入を伴わないというのは、どういうものをいうのですか。

事務局：有収水量についてご質問いただきました。

有収水量にならないものの大きなものは、漏水です。お客様のところに届かずに水道管から漏れてしまった水は「無効水量」というものになります。それから消防のために、火事起きた際に、消火栓から水を出す場合は「無収水量」といい、こちらが料金を伴わないものとなります。以上です。

C委員：漏水は多いのですか？

水道施設係長：配水池から配った水を100としますと、有収水率が約7割程度ですの

で、3割の水がお金になっていないということになっております。先ほどお話があったとおり、漏水と、消火水量は消防団の訓練とか自治会で消火栓を使ったとか、そういうものもありますし、あとは水質を保つために、下流側で排泥を行う水など、そういうものも含めまして、有収水率が下がっていると考えております。

C委員：漏水というのは、水道管の老朽化ということが関係しているのですか？

水道施設係長：はい、漏水については、配水管（本管）の老朽化による漏れはありますが、あと、配水管から給水管の間の漏水もあると認識しております。

C委員：本管から家庭までですか。それは家庭の責任ということですよ。

水道施設係長：基本的には給水管につきましては、各個人の財産となりますので、各家庭で修繕していただくこととなります。一部、公道上にある引き込み部分や、鉛管の一部など特殊な事情については、市で一部負担する場合がありますが、基本的には自己負担となります。

C委員：はい、ありがとうございました。

会長：ほかに何かありますか。

D委員：11ページの他市町村との水道料金の比較ですが、水量が増えるごとに順位が変わるのはどういうことですか？

事務局：料金表の中の水量が増えるごとに順位が上がるのはどうしてか、という質問に対してお答えします。

大きな違いといたしましては、基本水量の部分に線を引いてあるところは、基本水量がないといった市町村であり、1立方メートルでも使ったら、その分超過料金が発生するという料金体系となっております。大町市の場合は、基本水量が10立方メートルとなっており、10立方メートルまではいくら使おうと、一律基本料金のままです。基本水量がない自治体につきましては、基本料金プラス1立方メートルでも使えば、超過料金がかかる方式となっておりますので、水量を使えば使うほど高くなってしまいう傾向になります。そういったことから、大町市は基本水量を設けており、比較的安い超過料金という料金体系となっておりますので、使えば使うほど安くなる傾向にあるといったこととなります。

会長：よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。

ないようでございますので、次に続きまして、②今後の事業計画及び収支計画の見通しについて、説明をお願いします。

## ②今後の事業計画及び収支計画の見通しについて

水道施設係長：事業計画についてご説明させていただきます。審議資料2-1事業計画について、ご説明させていただきます。

今後の事業計画については、本資料に、令和2年度から令和8年度までに予定している事業計画について記載しております。一番上、クリプトスポリジウム等対策につきましては、厚生労働省が定めた、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に対応した浄水施設を設けなければならない、ということで計画しております。居谷里水源への対策として、三日町に紫外線処理施設を有した浄水場の築造を、令和3年から令和6年の間で計画しています。その次、南平水源につきましても、膜ろ過処理という浄水設備の設置を、来年度計画しております。

次に水道施設の耐震化について、大町市の水道施設については長い歴史があり、大変古い施設がたくさんあります。三日町配水池については、大正13年に建設された96年使っている配水池で、こちらの更新工事を、令和4年から令和8年までの5カ年で計画しております。南平配水池につきましても、昭和30年に建設された配水池で、今年度から来年度にかけて建設中でございます。第2配水池についても令和8年度以降計画しております。

その次の非常時の水量確保について、三日町配水池に緊急遮断弁の設置を、今回の三日町配水池更新工事に合わせて、令和7年に計画しております。

高水圧・低水圧解消について、減圧弁また分岐化の計画を、令和8年度以降進めていきます。

水道施設には数多くの機械・電気計装の設備があり、流量計、塩素を注入する滅菌機、バルブやポンプもあり、それらにつきましては、非常に耐用年数が短いということで、順次更新していくということで計画しております。

管路の更新につきましても、上水道施設では全部で360キロ弱の管路が通っており、老朽化している部分を毎年、計画的に更新していく計画をしております。

最後に施設の統合について、常盤低区配水池の廃止に向けた管路や、減圧弁等の計画や設置、また、崩沢水系を廃止し、矢沢水系を海ノ口水系に持っていく管路の新設を計画しております。それらを年度ごとに概算ではありますが、事業費として計上しております。以上です。

事務局：私の方から収支計画についてご説明させていただきます。

収支計画につきましては、今回の審議会の料金算定期間が、令和3年から令和5年までの3年間となっております。こちらの資料では令和8年度まで記載しておりますが、それにつきましては次回審議会が、令和5年に開催予定となっております。次回の算定期間までの見通しというところで、令和8年度まで掲載しております。

まず資本的収支について、こちら先ほどご説明をさせていただきました、施設の建設や改良、企業債による収入といった、建設改良に係る部分の収支になっております。先ほどの事業計画最下部の緑色の色づけられた部分が、事業費の計となっております。収支計画の表の緑色に色づけられた部分に入ってきております。緑色の部分が資本的支出の部分で、縦に書かれた青色の資本的収入というのが、下の建設改良

に係る財源となるものでございます。財源といたしましては、令和4年から企業債の借り入れや、一般会計からの繰入金、他会計負担金など、それらの収入により建設改良を行っていく予定となっております。こちらの支出された資本的収支の金額は1ページめくっていただいた、収益的収支の金額に影響を及ぼすようになっていきます。具体的に申し上げますと、長期前受金戻入と減価償却費の部分に影響が出てくるようになります。

収益的収支の主なポイントをご説明させていただきます。まず青色部分の収益的収入、1. 営業収益(1) 料金収入は、皆様からいただいている水道使用料に伴う収入になっております。令和元年度では3億9,600万円余の料金収入があり、令和8年には3億7,800万円余となる見込みです。令和元年度と令和8年度と比べますと、1,800万円ほどの減となり、率にして4.6%ほどの減収を見込んでおります。続きまして、下の2. 営業外収益の中の(4)原水供給収益です。こちらは民間企業へ、水道の原水を売っている事業の収入であり、令和元年度には3,500万円余の収入があり、料金収入の減少を補う貴重な収入源となっております。こちらは近年でも微増傾向にあり、令和8年までで3,800万円余となる見込みでございます。こちらにつきましては微増傾向にあることから、前年収入額に1%を掛けて算出させていただいております。収入につきましては、総収益として令和元年度では5億2,700万円余の収入に対して、令和8年には5億400万円ほどの収入となる見込みであり、令和8年で約2,300万円の減となり、率にして4.39%減となる見込みです。

続きまして、収益的支出について、1. 営業費用(1) 職員給与費ですが、こちらは人事院勧告の給与改定過去10年分を平均実績値となり、具体的に申し上げますと0.06%、こちらを前年比にかけて計上しております。続きまして(2) 経費ですが、こちらにつきましては、消費者物価指数の過去5年の変動率をもとに算出しており、具体的には0.7%をこちらの変動費に掛けまして算出しております。続きまして、(3) 減価償却費ですが、先ほど事業計画の説明をさせていただきましたが、配水池の築造や浄水施設の建築を行うことから、増加傾向にあります。特に令和4年、5年から大きく数字が動いていくようになっております。そのため費用といたしましては増加傾向にあり、下の緑色部分の総費用は、令和元年度には4億2,900百万円の総費用に対し、令和8年には4億3,300万円余の費用を見込んでおります。こちら令和元年と令和8年を比べますと約4,600万円の増、率にして約1.6%の増となっております。

続いて黄色の部分ですが、黄色の一番上、当年度純利益は、総収益から総費用を除いたものになります。令和元年度には約9,800万円の当年度純利益に対し、令和8年には約7,000万円になる見込みです。その下の資産維持費は、こちらは資材のグレードアップ分であり、例えば水道管を耐震化することで、具材の金額が上がったりした分に相当する額を、このように収支の中に計上することによって将来の更新不足額を補うための経費であり、こちらは当該年度の償却資産額に1%を乗じた額が、こちらに掲載されております。当年度純利益から資産維持費を引いたものが、令和元年度3,800万円ほどに対し、令和8年度には2,800万円ほ

どになります。その下の給水原価は、先ほどご説明させていただきました、水道1立方メートルあたりの原価です。その下の供給単価ですが、こちらが1立方メートルあたりの収益になります。令和8年までは供給単価の方が高くなっていますが、今後は、費用の増加により給水原価が増額していくことが予想されます。こちらの表ですが、数字だけ並べて非常にわかりづらいと思いますので、資料2-2をご覧ください。今後の推移予測について、先ほどの審議資料1のほうで説明いたしましたが、経営分析を用いてご説明させていただければと考えております。まず、経常収支比率というものでございます。審議資料1のほうの12ページでご説明させていただきましたが、経常的な費用に対する収益の割合を示しているものとなり、100%以上の数値が必要となります。こちら100%を下回る場合には、単年度の赤字を計上していることになり、グラフでは青い棒グラフが収益、オレンジ色の棒グラフが費用、それから黄色い折れ線グラフが経常収支比率となっており、赤線のグラフが100%を示しています。ご覧のとおり、安定して経常収支比率が100%以上をキープしているの、経営自体は比較的良好に推移していくことが予想されます。1枚めくって料金回収率について、こちらは供給単価に対する給水原価の割合です。売値に対する仕入れ値の値を示したものです。こちらも100%以上を示していますが、料金回収率自体が有収水量の減少により、給水原価が高額となっていきます。特に令和5年度から三日町配水池の浄水設備の建設が始まることから、料金回収率が著しく低下しています。事務局といたしましては、今回の料金算定期間令和5年度までは、良好な経営成績を維持できると考えております。しかし、今回の令和5年度の審議会で、令和6年から令和8年までの料金の算定期間についてご審議いただきますが、令和5年度以降は著しく低下していくことから、今後の審議会につきましては料金水準のあり方ということ視野を含めて検討を行っていく必要があると考えております。

説明は以上になります。

会長：はい、ありがとうございます。ただ今、大町市の水道料金の今後の事業計画及び収支計画の見通しについて説明がありました。

皆さん、何かご質問ありますか。

B委員：事業計画の資料2-1の表について、令和8年度まで記載されていますが、それ以降は大きな工事は予定されているのでしょうか。3年という算定期間はすぐ過ぎてしまうと思います。基本的には、ある程度は、上水道の安価で、安定して供給していくことが一番の理念だと思うので、もう少し長い期間で判断していった方がよりいいと思います。今のところ、事業計画の中で算定していくのは当然あると思いますが、そのほかに経費の突出するような計画があるのでしょうか。

水道施設係長：事業計画について、前回お配りしております、水道ビジョンの69ページの令和15年、2033年までの計画が掲載されております。これに基づいて今回事業計画を出そうと思ったのですが、審議期間が3年ということもあり、15年

といえますと期間が長いということで、今回は2年から8年の計画で出させていた  
だいているということになります。

課長：補足いたします。

今のお話させていただいた水道ビジョンの70ページでございます。水道ビジョ  
ンという将来の長い期間の構想においては、このような事業計画を立てておりま  
すが、今後、時間が経過するにあたって、計画も若干変動してくることが想定されま  
す。従いまして、今回、先ほど言いました、今回の算定期間3年プラス次回までの計  
画をお示しして、また次回の時は同じように3年プラス3年程度ということで、大  
きな事業計画も若干の見直しが必要になってくるということで、今回お示ししてい  
るということでございます。以上です。

会長：よろしいですか。ほかにご質問はないですか。

C委員：名称がどういうことなのかよくわからないのですが。事業計画の中のクリプト  
スポリジウム等対策の内容を説明していただけますか。

水道施設係長：こちらにつきましては、クリプトスポリジウム、耐塩素性病原菌とい  
うことで、その対策になります。こちらについては、水道ビジョンの47ページに記  
載されており、現在大町市では、塩素滅菌だけで水を配っていますが、塩素滅菌に  
より死なない病原生物、耐塩素性病原生物がいるということが、平成8年にこうい  
った症例が国内で出たということでもわかりました。それに伴いまして、厚生労働省  
のほうで、これに対する対策をしなければならない、という国の指針が出ました。  
クリプトスポリジウムの目安となる指標菌というものがあり、水質検査によりその  
指標菌が出るか出ないかということで、判断をしていくものになります。大町市で  
は、水質検査をしっかりと検査をしておりますが、その指標菌が現在、居谷里水源、  
南平水源等に検出されておりますので、それに対する新たな浄水施設の設置をすす  
めているところでございます。

課長：補足いたします。

今、ご説明したとおりとなりますが、水道ビジョン47ページに掲載されてお  
ります。国の指針では、大腸菌など塩素滅菌で死滅しない菌が1回でも出たところ  
については、クリプトスポリジウムという病原菌が出る可能性があるということで、  
対策を講じるようにとされております。病原菌の名称については、一番上にありま  
すクリプトスポリジウム等(耐塩素性病原生物)になります。

こちらについては、市では、国で示されている指針の頻度に沿って、クリプトス  
ポリジウムの検査をしております。その中で大町市では、今まで1回もクリプトス  
ポリジウムは出ていないということになっておりますが、厚生労働省の指針に沿っ  
て、クリプトスポリジウムは出ていなくとも指標菌が出ることによって、紫外線処  
理装置などの浄水施設を築造していく、という計画となっております。

C委員：もう一点、審議資料2-1の2枚目の収益的収支についてですが、職員給与費の欄の説明部分の、損益勘定所属職員に係る費用というのは、どういう職員のことをいうのですか。

事務局：はい、損益勘定所属職員という部分についてですが、基本的には上下水道課に所属している、上水道事業に雇われている職員が、損益勘定の職員になります。もう一つ資本勘定職員といいまして、工事に携わる職員になります。資本勘定職員とは別に勘定しており、これ以外の上下水道課に勤務されている職員にお支払いさせていただいている給与が、収益的収支の損益勘定所属職員となります。

C委員：はい、ありがとうございます。

会長：よろしいですか。ほかに、はいどうぞ。

E委員：審議資料の2-1ですが、非常時の水量確保というのが載っていますが、非常時がいつ来るかわからない中、現時点では水の確保とはどんな時のことを想定しているのでしょうか。

水道施設係長：非常時の水量確保のご質問について、その緊急遮断弁というのが、配水池から配水管へ出るところにつける弁になっておりまして、地震が起こった場合、または一定以上の通常考えられないような配水流量が起こった場合に、自動的に配水池の水を空になるのを防ぐために、止める弁となります。国の指導により、地震の発生時の対策として、緊急遮断弁をつけるような計画をしております。現在でも、松崎配水池、常盤中区配水池、白沢配水池と最近建設した配水池には、同じような緊急遮断弁が現在ついております。

E委員：それなら安心しておきます。

会長：よろしいですか。ほかにありますか。

C委員：配水池というのは、水源から来たところから分けるところを言うのですか。

水道施設係長：水道ビジョンの44ページを見ていただいて、こちらのほうに上水の水源地区域の図があります。例えば、居谷里水源がこちらから湧水が流れて、三日町配水池に入ります。そこで1回貯めます。量とすると1,900トンです。1回貯めるのと合わせて、こちらで塩素滅菌をしております。それに貯めた水を、緑色のエリア東山沿い三日町から宮本までの間を配るということになっています。ただ高低差等もありますので、途中で三日町配水池から松崎配水池に貯めて、そこから配るエリアもございます。また、曾根原配水池、宮本配水池に貯めてから配るようなエリアもあります。どうしても1日の配水量では、水を使う時間により、朝や夕方

は使用水量が増え、夜中は少なくなるというような配水流量の変動があります。そちらのほうを配水池で脈動を抑えており、貯めた水で排水量の変動に対応し、補っております。

C委員：表ごとに水源が違うということですね。

水道施設係長：はい、そうです。

C委員：はい、わかりました。こんなに水源が分かっていたとは知りませんでした。

会長：ほかに何かありますか。

B委員：審議資料2-1の収支計画のほうで、企業債を令和4年度から借りているとなっており、想定の問題で申し訳ないのですが、過疎法というものが議員立法で言われておりまして、それが大町市でも該当してくるのではないかとというような話を聞いたことがあります。そうなった場合、水道事業の関係でも過疎債を使った対応がなされるのかどうか、想定上の話なのですが、もし分かればお伺いしたいです。

事務局：はい、過疎債につきましては、今現在、簡易水道事業で過疎対策事業として企業債を借りた分のうち、国からの補助がございます。旧大町地区が過疎対策の対象になるかどうかについては、まだ決まっていないので何とも言えませんが、過疎債は大町市に配分される額の上限があり、水道だけではなく、市全体の事業の中で振り分けて入ってきます。そういったところから、仮に水道事業が過疎債の対象となった場合でも、水道のほうに繰り入れてもらえるかというのは別の問題となってきます。市全体の事業でほかに重要な施策があれば、そちらに過疎債の対象として充てることも考えられますので、水道事業が対象となるかもしれませんが、未定といったところでございます。

B委員：可能性はあるのですか。

事務局：可能性はございます。

会長：ありがとうございました。

私からも一つ、クリプトスポリジウムの紫外線の滅菌機ですね、これは4年かけて何カ所もつけるのですか。

水道施設係長：こちらにつきましては、三日町配水池に来年度、応急的に設置するような計画になっております。仮設で設置するならいいのですが、ただやはり浄水施設を本設でやるとなると、実施設計を令和4年度で行い、工事につきましては建屋等の築造も行いますので、令和5、6の2カ年で工事を計画しております。

会長：結構大掛かりなのですね。

水道施設係長：どうしても、原水槽又は通った後の浄水槽等の水槽の計画も必要になるかと思いますので、そういうことも見越し、2カ年の工事ということで考えております。

会長：はい、わかりました。ほかに何か質問ございますか。

F委員：審議資料2-1の資本的収支のうち、資本的収入額が資本的支出額に不足する額というところで、令和2年度から4億2,800万円ですとか、これが徐々に減っていくわけですが、この一方で資料の1によると、支出と収支の不足額については減債積立金等を取り崩して補ったということですが、こういった補い方を今後ずっとしていけるのかどうかというところと、補填財源ありきで考えて大丈夫なのか、といったところをお伺いしたいです。

事務局：補填財源に関するご質問について、補填財源という考え方がいいかどうか、これについては、国の指針でこういった運営をしていくべきだと指針が出ておりますので、こちらについてはこの指針を全国の自治体すべてが行っております。また、令和2年度には4億円ほどの補填が必要で、令和3年度には3億8,000万円ほどの補填が必要といったところがございますが、令和元年度時点において補填の財源といたしまして、約6億円ございます。こちらで補填をしていく形になっておりまして、財源が不足する場合には、企業債の借入等を行って、世代間の負担を公平にするといったような運営を行っていくことが求められている、このように考えております。以上です。

F委員：6億円の補填の予定というのは表にはないですね。これは一般会計からの負担金とは別のものであって、かつ途中で打ち切られることはないというご説明だったと思うのですが、表に載っていないので分かりにくいと思います。経営状況についての資料の中で、それぞれの市場を100%割り込まないとかいうことになっていますが、令和8年度までの見通しの中では、100%割るという想定は今のところないということですが、いずれこのままいけば、100%割るということはあると思いますが、この感じで令和8年度以降はいけないというふうには考えていらっしゃるのですか。

事務局：資料2-2のほうでご説明しました経常収支比率につきましては、だんだん落ちてくる、といったようなところがございます。減少の理由となっているのが、建設改良費の事業費が、建設された後に減価償却費という形で、収支勘定の費用として計上されるところが、大きな要因となっております。減価償却費といった費用が上がることによって、審議資料2-2の2枚目のところになりますが、給水原価、水を1立方メートル作るための原価が上がってきてしまいます。さらに、有収水量

が減少してきますので、さらに原価が上がる傾向にあるということになります。

収支につきましては、内部で留保しておりまして、建設改良費に充てるための財源、令和元年度には6億円ほどでございます。ただこの料金回収率というものが、100%を割りまして、仕入値の方が高くなるような状況になりますと、今後いくら水売ったとしても、水を作るのにかかる費用の方が大きいといったことが起きてしまいます。よって経営状況は悪くなっていくとは考えておりますので、令和8年までは何とかもっていきそうではありますが、ここから先は厳しい経営状態になると考えております。以上です。

F委員：減債積立金は公営企業として水道事業が単独で持っている積立金ですか。

事務局：はい、そうです。

F委員：この積立金の目安となる額はあるのですか。

事務局：減債積立金は、企業債の借金の返済に充てるための積立金となっております。借金の返済額を超える積み立てはできませんので、減債積立金の目安はそこになります。それ以外にも、もし損失が出た場合に充てる利益積立金、それから建設に充てるための建設改良積立金といったものが中にはございます。あくまでも減債積立金は、借金の借入額まででございます。

会長：よろしいですか。

F委員：はい、ありがとうございました。

会長：ほかに何かありますか。よろしいですか。

それではないようですので、以上をもって本日の審議事項を終了といたします。  
それでは、その他、皆さん何かありますか。

C委員：審議会の名称は上下水道ですよね。下水もかかってくるのですか。今日は上水だけの資料ですけど、下水の関係は話題に上がることはあるのですか。

会長：今回の審議は4月までは上水道の料金についての審議です。

C委員：上水道の料金は下水の料金も含んでいるのですか。

会長：下水は含まないです。今回は水道料金だけです。

課長：補足いたします。

今回、また来月も予定しているのですが、昨年11月から諮問させていただい

て、ご審議いただくのは水道です。上下水道審議会という条例の中に、上水、下水それぞれ審議をいただくとなっております、下水道料金については、令和3年度に改めて諮問させていただいて、審議していただくことを予定しております。

会長：それではよろしいですか。事務局へお返しいたします。

## 10 その他

### (1) 次回の開催日について

課長：はい、ありがとうございました。

只今、水道料金の経営状況や、事業計画のご審議をいただきました。

この後は日程でいきますと、3月に第3回審議会の開催をお願いしたいと思っておりますが、料金の改定について、具体的に上げるか上げないかの方針を決めていただきたいと思いますと思っております。また合わせまして、次回については、現行の料金体系、基本料金と超過料金をセットで料金がかかっておりますが、そういったことの中身について資料をお示しさせていただいて、状況を見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次第の10 その他、ということで、次回の開催の日程を、おおむねこの場で決めさせていただければありがたいと思っております。事務局の案をお話しさせていただきますと、3月16日の週で16、18、19日の日程のうち、どこかで決めさせていただければありがたいと思ひます。

(「19日なら大丈夫です」との声)

ただ今、19日というご意見ありますが、いかがでしょうか。

経営係長：17日が小学校の卒業式で、18日が中学校と八坂小中学校の卒業式となります。19日は大丈夫です。

課長：19日ですと大きな会議室が用意できますので、19日の2時ということでいかがでしょうか。よろしいですか。また、ご案内の通知はお送りしますが、今日のところは、3月19日金曜日、午後2時からということで、お願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、その他ということで、全体を通して何かございますか。

よろしいですか。

## 11 閉会

課長：以上をもちまして、令和2年度第2回大町市上下水道事業経営審議会を終了します。お疲れ様でございました。

《閉会 午後3時40分》